

掲示期間 12.26 - 1.4

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 56 号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上記以外の一般廃棄物の項中「60 円」を「100 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。